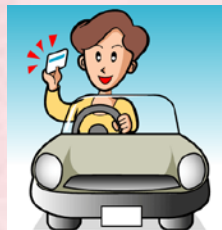




①「メンテナンス」情報・自動車税の季節です



自動車税についていよいよ新年度がスタートしました。

普段お使いの自動車の税金の納付書がそろそろやってきます。

軽自動車は「市区町村役場」、普通車は都道府県(大阪府の場合「大阪府自動車税事務所」)より送られてきます。

いずれも賦課期日は4月1日で、4月1日の所有者に課税されます。

納期限は概ね5月末ですので、気をつけてください。

また軽自動車は年間課税であり、月割額はないため、年度の途中で廃車や名義変更をしても戻ってきませんが、普通車は廃車した時のみ月割りで返還されます。

ただ、下取りに出したり転売する場合で、名義変更の時は戻ってきませんので、注意してください。

疑問、質問はMAK通信の3社までお気軽にお問合せください。

税額(エコカー減税車以外の標準税率の場合)

軽自動車

貨物(4ナンバー) 4,000円 乗用(5ナンバー) 7,200円

自家用乗用 (排気量別)

～1,000cc	29,500円	～1,500cc	34,500円
～2,000cc	39,500円	～2,500cc	45,000円
～3,000cc	51,000円	～3,500cc	58,000円
～4,000cc	66,500円	～4,500cc	76,500円
～5,000cc	88,000円	6,000cc～	111,000円

②「季節」情報・おいしい! 「ポアロ」という太いネギ!

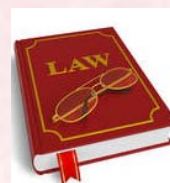


春になって色々な植物や野菜が、目や口を楽しませてくれる季節となりました。

先日、近所の農家のおじさんから、ポアロと書いてある太いネギをもらいました。近くのイタリア料理店と百貨店に下ろしてらしいのですが、ラベルには「葉でスープを取り、芯と鳥ササミで煮込み、塩のみで味付けしたスープは一品です」と書かれてました。

試してみると、これが塩だけの味付けとは思えないおいしさ!! ポトフみたいな感じでくたくた煮込むんです、ネギを楽しむために煮込むって感じで。

簡単ですよ～一度、試してみてください!

③「お役立ち」情報・ひと口 法律メモ
「金銭を借り入れた場合の契約の成立時期について」

日本の民法上の契約については原則、契約当事者の相対立する意思表示の合致だけで成立します。これを諾成契約といいます。要式性が要求されるかは別として意思表示のみで契約が成立するのです。

ところが金銭の借り入れ(法的には金銭消費貸借といいます)は要物契約といって物の授受があってはじめて成立します。



従って消費貸借証書に印鑑をついても現実にお金の授受がなければ金銭消費貸借は不成立となります。

MAK通信 発行責任



松山自動車 代表 松山正

大阪府堺市南区畑286-5 TEL 0120-234-028

アクティブ車体 代表取締役 坂本浩司

大阪府堺市西区菱木1-2242 TEL 0120-745-155

KY自動車 代表取締役 内田肇

大阪府泉大津市我孫子182 TEL0725-21-5291